



営農タイムリー！

～農薬散布の基本～



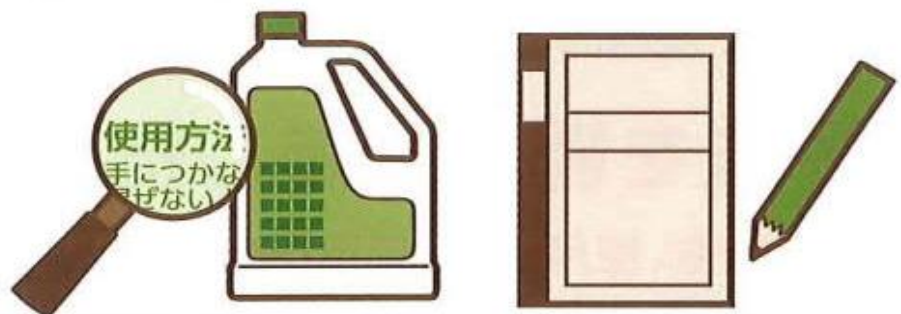
2022年3月9日発行

安全・安心な農産物づくりのため

守ろう！3つの基本

1

農薬の適正使用と履歴 記帳の徹底を



- ✓ 最新の使用方法を確認して使用
- ✓ 使用日、場所、作物名、農薬名、使用量、希釈倍数をしっかり記帳

2

安全は日ごろの管理から



- ✓ マスク・手袋・メガネ・防除衣の着用
- ✓ 使用後は散布器具の洗浄を徹底
- ✓ 農薬は安全な場所に鍵をかけて保管
- ✓ 農薬は誤用・誤飲・誤食などを避けるため他の容器に移しかえない

3

周辺環境への配慮も 忘れずに



- ✓ 周辺作物への農薬飛散防止（風向き・散布圧に注意）
- ✓ 住宅地周辺での農薬飛散防止・散布の周知
- ✓ 田んぼで農薬使用後7日間は落水・かけ流しをしない
- ✓ 耕種的防除で農薬使用を減らす工夫

* 農薬の使い方や適用作物については、最寄りのJAまたは農業改良普及センターにご相談ください

京都府農薬飛散防止対策協議会

(JA京都中央会・JA全農京都・京都府)

もう一度

農薬を使う前に確かめましょう



- **登録されていますか？**
農林水産省の登録番号があることを確認しましょう。
- **適用はありますか？**
適用作物以外の作物に使うことはできません。
使用する作物に適用のある農薬を選びましょう。
- **使用方法を確認しましたか？**
使用量、希釈倍数、使用時期、使用回数、
その他注意事項を必ず守りましょう。

しっかり

農薬散布器具を洗浄しましょう

- **タンクに薬剤が残っていませんか？**
タンクの底に残った薬剤が落ちるまで、
ためすすぎを十分に行いましょう。
- **ホースやノズルも水を通しましたか？**
ホースやノズルにしっかり水を通して、薬剤を流しましょう。
- **ゴム手袋も洗いましたか？**
使用したゴム手袋も手洗いの要領で洗い流しましょう。
洗浄水は、河川、用水等に流さないようにしましょう。



最新の情報を確認！

農薬残留基準値は、一日摂取許容量(ADI)のみで設定されていましたが、新たに急性参照用量(ARfD)も加えて設定されます。このため、使用基準が変更される薬剤がありますので、ご注意ください(該当剤については、京都府のHPや最寄りのJA、普及センターでご確認ください)。

● 京都府HPアドレス

<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/news/tankibakurohyoka.html>